

# 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和3年4月5日(金) 午前10時00分～午前10時40分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2		3	長岡誠一	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14		15		16	形山康浩
17	(欠員)	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	玉川隆則	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	2	吉岡きみ子	14	山首憲市	15	大野定徳
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		富永次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		菊地主査(農政)			
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		大田主事	
⑧	会議の内容	議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第24号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第25号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第26号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について				
		議案第27号	非農地証明について				
		議案第28号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長）	只今から令和3年第4回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、幸野会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、幸野会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員19名中17名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、2番 吉岡きみ子委員、14番 山首憲市委員、15番 大野定徳委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>また、推進委員1名は、現在欠員となっております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、23番 武内誠委員、24番 池浦萬里子委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第23号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、肱川町大谷の土地、畑1筆・988㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き野菜の栽培を行う予定です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>以上、1件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。
34番	<p>1番案件は、売買での所有権移転となります。</p> <p>申請地は、大谷自治センターから南へ約500mにある畑1筆になります。現地調査を実施しましたが、良好に管理されておりました。</p> <p>譲受人は、夫婦で年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理についても問題ないと思われまます。</p> <p>申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項もありません。</p> <p>ご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議 長（会長）	地元委員さんから報告がありました。何かご質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 (会長) 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 (会長) ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。  
次に、議案第24号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 (農地係長) 失礼いたします。  
議案第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。  
議案書2ページ並びに別紙議案説明資料2ページから20ページまでを併せてご覧ください。  
1番、東若宮の土地1筆です。申請人は以前から市内で賃貸住宅経営の検討をしていたところ、市内中心地で利便性も良く需要が見込まれる自己所有地が適していると判断し、申請地を造成して共同住宅を建築するものであります。  
申請地は、5ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分で、大洲市内中心部から北東に約1.6kmのところ positionし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(準工業地域)が定められている区域内に位置する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。  
一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料2ページをご確認ください。  
2番、八多喜町の土地2筆です。申請人が居住する敷地と農地に進入する道が狭いなど不便であるため、申請地を造成し通路及び進入路として利用するものであります。  
申請地は、10ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分で、大洲市内中心部から北に約6.7kmのところ positionし、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。  
なお、申請地は平成29年頃に道を拡幅するなど既に利用をされていることから、このことについては申請人から始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。  
一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料7ページをご確認ください。  
3番、長浜町上老松の土地1筆です。申請地は、山間部で道に接しておらず、傾斜もあり、軽自動車や農業用機械も入れられないなど農地として不便なため、今後は桧を植林し管理するものであります。  
本案件につきましては、昨年12月の第12回定例総会で農用地区域の除外についてご審議いただきました案件であり、農振法11条公告がなされています。  
申請地は、15ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分で、大洲市内中心部から北北西に約10.7kmのところ positionし、付近には

公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料12ページをご確認ください。

また、本案件は、3,000㎡を超える転用となるため、今月27日に開催される定例常設審議会への諮問案件となることを申し添えます。

4番、肱川町大谷の土地3筆です。養牛業等を営んでいる申請人が牛舎等を建てる土地を探していたところ、自身が所有する農地が最適と考え、申請地へ牛舎や事務所、遊牛場等の付帯施設を整備するものであります。

申請地は、19ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分で、大洲市内中心部から南東に約1.3kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

なお、申請地は昭和55年頃には牛舎等を、平成4年には付帯設備の増築をするなど、既に施設整備をされていることから、このことについては申請人から始末書を提出いただいております、県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料16ページをご確認ください。

以上、4件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番、お願いします。

事務局（農地係長）

〇〇委員が本日欠席のため、委員より説明文書を預かっておりますので、調査報告を代読いたします。

それでは、1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の2ページから6ページまでをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、第3種農地であることから、問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第金融機関からの融資により着工するとのことであり、特に問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の東及び西側に農地がありますが、周囲をコンクリート擁壁で土留めを行い、雨水等の排水処理は水路や污水管へ適切に処理することから、問題ないと考えます。

よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番、お願いします。

22番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の7ページから11ページまでをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先

程、事務局から説明がありましたように、既に通路や進入路として利用をされており、この件については、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する農地については、自己所有地でありますし、今後においても通路や進入路としての現状と変更がないことから問題はないと考えます。

よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

3番、お願いします。

28番

3番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の12ページから15ページまでをご覧ください。

本件は、昨年12月に開催されました第12回定例総会の「議案第76号農業振興地域整備計画の変更」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件となっております。

調査結果は、第12回定例総会でご説明いたしましたとおり、立地基準、一般基準において、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われまます。

また、周辺農地等への影響につきましては、申請地に隣接する農地がありますが、所有者からの同意も得ているなど、各項目につきましても適当と思われることから、特に問題ないものと考えます。

よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

4番、お願いします。

34番

4番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の16ページから20ページまでをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程、事務局から説明がありましたように、既に牛舎等を整備されており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する所有者からの同意は得ておりますし、今後においても牛舎等の現状に変更がないことから問題はないと考えます。

よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として

送付することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第25号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

1番、阿蔵の土地33㎡(実測面積470.24㎡)の案件は、譲受人が現在代表役員を務める神社に駐車場が無く不便なため、申請地を寄付により譲り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北西に約2.1kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、菅田町宇津の土地823㎡の案件は、譲受人が経営する会社の事業拡大により、現在の車両置場では手狭なため、申請地を車両置場とするために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東南東に約6.2kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、肱川町山鳥坂の土地288㎡の案件は、譲受人世帯は現在借家で居住しているが、高齢の親の世話をする必要があり、親の居宅近くに自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南東に約15.5kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

4番、肱川町山鳥坂・予子林の土地、2筆合計96.11㎡の案件は、先にご説明しました3番の申請地に、新たに建築する住宅への進入路として、申請地を借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南東に約15.5kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上4件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番、お願いします。

1番

1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の21ページから25ページまでを参考にしてください。

申請地は23ページの位置図のとおり、久米小学校から北東へ、約2.2kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、既に違反転用の状態にあり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、24ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのこと

であり、特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、始末書が提出され本人も反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま

議長(会長)

2番、お願いします。

12番

2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の26ページから30ページまでを参考にしてください。

申請地は、28ページの位置図のとおり、菅田小学校から南東へ、約2.0kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのこと

であり、問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

3番、お願いします。

32番

3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の31ページから35ページまでを参考にしてください。

申請地は33ページの位置図のとおり、大洲市肱川支所から南東へ約1.0kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び借入金にて着工したいとのこと

であり、問題ないものと思われま

であり、特に問題ないものと思われます。

続いて、4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の36ページから40ページまでを参考にしてください。

申請地は38ページの位置図のとおり、大洲市肱川支所から南東へ約1.0kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第貸主が自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、39ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは貸主の農地であり、特に問題ないものと思われます。

以上2件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議長(会長)

地元委員さんからの報告がありました。何かご質疑はありますか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第26号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局  
(専門員兼農政係)

議案第26号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書4ページになります。当議案では、前年度の事業状況報告がありました『株式会社〇〇〇』について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を前のスライドに表示していますので、参考にしてください。

1番、株式会社〇〇〇は、主にコンニャク芋及び里芋の栽培を行っています。

①の「法人組織」は株式会社、②につきまして、生産する農畜産物及びその関連する事業等の過半以上が農業による売上でありますので問題ありません。③の「構成員・議決権の資格」は5名であります。構成員としては6名ですが議決権を有している者が5名のため総数は【5】と標記しています。④の「経営責任者の要件」は執行役員3人すべてが農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

以上のとおり、報告書を確認しましたところ、議案説明資料に記載の



とおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われます。  
ご審議をお願いします。

- 議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
- 委員 （質疑なし）
- 議長（会長） 特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認することにご異議ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。  
次に、議案第27号『非農地証明について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局（次長） 失礼いたします。議案第27号「非農地証明について」ご説明申し上げます。  
議案書5ページ並びに別紙議案説明資料41ページから57ページまでを併せてご覧ください。  
1番、若宮の土地125㎡の案件は、農地法施行前から非農地ということで申請があったものでございます。  
申し出によりますと、申請地は農地法施行時には既に建物が建っており、以降農地として利用されたことはないとのことでございます。  
2番、長谷の土地129㎡の案件は、自然改廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。  
申し出によりますと、申請地を20年以上耕作放棄し竹林となってしまったため、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。  
3番、肱川町名荷谷の土地198㎡の案件は、自然改廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。  
申し出によりますと、申請地を40年以上耕作放棄し竹林となってしまったため、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。  
4番、肱川町大谷の土地41㎡の案件は、自然改廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。  
申し出によりますと、申請地は県道用地となった田の残地で、農地として使用できず20年以上耕作を放棄したため、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。  
以上、4件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。
- 議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番、お願いします。
- 事務局（次長） 1番案件の調査結果について、担当農業委員に代わってご報告いたします。

議案説明資料の41ページから45ページまでを参考にしてください。申請地は43ページの位置図のとおり、喜多小学校から北東へ約400mに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地は昭和27年の農地法施行時には、建物が既に建設されており、以降も農地として利用されたことはないとの申し出です。

米軍による昭和23年撮影の航空写真から、建物が建設されているのが確認でき、農地法施行時から今日まで農地として利用されたことはないことが認められます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

2番、お願いします。

10番

2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の46ページから49ページまでを参考にしてください。

申請地は48ページの位置図のとおり、南久米公民館から南へ、約4.1kmに位置する農地です。

申請によりますと、申請地を20年以上耕作放棄し竹林となってしまったため、農地への復旧は著しく困難との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも耕作放棄後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われまます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

3番、お願いします。

33番

3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の50ページから53ページまでを、参考にしてください。

申請地は52ページの位置図のとおり、正山自治センターから北北西へ、約800mに位置する農地です。

申請によりますと、申請地を40年以上耕作放棄し竹林となってしまったため、農地への復旧は著しく困難との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも耕作放棄後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われまます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

4番、お願いします。

34番

4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の54ページから57ページまでを、参考にしてください。

申請地は56ページの位置図のとおり、大谷自治センターから北西へ、約700mに位置する農地です。

申請によりますと、申請地は県道用地となった田の残地で、農地として使用できず20年以上耕作を放棄したため、農地への復旧は著しく困難との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも耕作放棄後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま

す。よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第28号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員及び〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局  
（専門員兼農政係）

議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の6ページから、ご覧ください。「新規」案件のみを説明させていただきます。

1番、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

2番及び3番、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定します。

5番、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

7ページです。7番から9番、野菜を栽培するため、賃借権を1年間設定します。

8ページです。12番、水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定します。

13番、水稻を栽培するため、使用貸借権を10年間設定します。

飛びまして、10ページ。18番、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定します。

以上、利用権設定・件筆数、20件・33筆、利用権設定総面積、32,019㎡。

続いて、所有権移転の案件です。議案書12ページをご覧ください。

1番、所有権の移転を受ける者が作業の効率化を図るため、売買により自己所有地に隣接する農地を取得しようとするものです。

菅田町菅田の土地、畑1筆・250㎡。利用目的は「野菜の栽培」です。

以上、所有権移転・件筆数、1件・1筆、所有権移転総面積、250㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇委員及び〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。